



事業継続支援金（概要）

新型コロナウイルス感染症の影響により、月平均売上（収入）が30%以上減少しているなどの要件に該当する事業者に対し、支援金を支給します。

支援金額

法人：一律20万円
個人事業者：一律10万円（1事業者1回限り）

申請期限

令和3年10月29日（金）（17時必着）

対象者

従業員数が20名以下であり、以下の要件を満たす方

○法人の場合

- ①令和2年8月1日以降継続して、市内に本拠となる事業所を有していること
- ②令和2年8月1日の属する事業年度及びその前年度の確定申告をしていること
- ③令和2年8月1日の属する事業年度の月平均売上が、その前年度の月平均売上と比較して30%以上減少していること
- ④令和2年8月1日の属する事業年度の前年度の月平均売上が30万円以上であること

○個人事業者の場合

- ①【津山市民の方】令和3年1月1日時点で市内に住民登録があり、国内に事業所を有しており、今後も事業を継続すること
【津山市民でない方】令和3年1月1日時点で住民登録は市外にあるが、市内に事業所を有しており、今後も市内で事業を継続すること
- ②令和元年分及び令和2年分の確定申告をしていること
- ③令和2年の事業等収入の月平均収入が、令和元年の事業等収入の月平均収入と比較して30%以上減少していること
- ④令和元年の事業等収入がその他の収入の合計よりも大きいこと
- ⑤令和元年の事業等収入の月平均収入が15万円以上であること

※本事業における事業等収入は、確定申告書における営業等収入、農業収入、不動産収入、雑収入の合計を言う。

※上記にかかわらず対象外となる方

○学校法人 ○協同組合等の組合 ○政治団体 ○宗教上の組織若しくは団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 ○その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

詳しくは裏面やHPをご確認ください。



津山市事業継続支援金

○法人の場合

- ①支援金申請書兼請求書兼実績報告書(様式第1号)
- ②令和2年8月1日の属する事業年度分及びその前年度分の法人税確定申告書別表一の写しと法人事業概況説明書(1, 2枚目)の写し
- ③事業所の位置を示す図面及び事業所を確認できる写真、事業所を有する証拠書類(固定資産税納税証明書又は賃貸契約書又は不動産売買契約書などの写し) ※令和2年度に本市の小規模事業者緊急支援金を受給するにあたり提出したものと変更がない場合は、添付を省略できる。
- ④市内に有する事業所が本店以外である場合は、本拠であることを証する書類(事業所ごとに所属する従業員数、全店舗の売上台帳の写しなど)
- ⑤法人名義の振込口座の通帳の写し(表面と通帳を開いた1・2ページ目)

○個人事業者の場合

- ①支援金申請書兼請求書兼実績報告書(様式第2号)
- ②令和元年分及び令和2年分の所得税確定申告書B第1表の写しと所得税青色申告決算書(1, 2枚目)又は収支内訳書の写し、住民税申告者については令和2年度分及び令和3年度分住民税申告書の写し
- ③申請者名義の振込口座の通帳の写し(表面と通帳を開いた1・2ページ目)
- ④身分証明書の写し(運転免許証、保険証など住所が確認できるもの)
- ⑤事業所の位置を示す図面及び事業所を確認できる写真、事業所を有する証拠書類(固定資産税納税証明書又は賃貸契約書又は不動産売買契約書などの写し) ※令和2年度に本市の小規模事業者緊急支援金を受給するにあたり提出したものと変更がない場合は、添付を省略できる。
- ⑥令和元年分の収入で、事業等収入以外の収入のうち、その年限りの一時的な収入がある者にあつては、一時的な収入であることを証する書類の写し
- ⑦津山市民でない方及び令和3年1月2日以降に市外へ転出した方は、住民票の写し

申請方法 上記の書類を揃え、郵送か窓口にて提出してください。

【郵送先】

〒708-8501 津山市山北663 津山市役所東庁舎2階
津山市産業文化部商業・交通政策課

【申請窓口】

- ・津山市商業・交通政策課(津山市山北663津山市役所東庁舎2階)
- ・津山商工会議所(津山市山下30-9)
- ・作州津山商工会(津山市新野東567-9、南方中1690-1、加茂町塔中138-7)

受付:4月15日～10月29日(平日) 9時～12時 13時30分～17時